

計1000床の臨時医療施設

政府方針 都・大阪府と共同

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、岸田文雄首相は9日、東京都や大阪府と共同で、計約1千床の臨時の医療施設を設けると表明した。都と府がそれぞれ施設を設置・運営し、国が全国の公的病院などから看護職員計200人の派遣を調整する。重症化リスクの高い高齢者の受け入れ枠を拡大する狙いだという。▼1面参照

看護職員200人確保へ調整

厚生労働省によると、宿泊療養施設として使われているホテルを転用するなどして、東京都で660床、大阪府で350床を確保し、今月中旬から順次、運用を

始める。対象は軽症や、酸素投与の要らない「中等症1」の患者を想定する。

東京都では、リハビリ機能を備え、療養期間の途中で早めに退院するなどの高

齢者を専門に受け入れたり、妊婦が親子で入れたりする施設も用意する。大阪府も、入院治療により症状が安定した患者の「受け皿」としても活用し、病床逼迫の緩和につなげたい考えだ。吉村洋文知事は9日の記者会見で「本来は病院での治療が必要だが、病院を補完する臨時医療施設とあわせて医療体制を強化するのが重要だ」と語った。

厚生省は、所管する国立病院機構や地域医療機能推進機構（JCHO）に対し

て同日、法律に基づき、それぞれ59人、17人の看護職員の派遣を要請。ほかに大学病院などその他の公的病院に対しても協力を要請して200人の確保を目指す

という。だが、各地でオミクロン株の流行が続いており、後藤茂之厚労相はこの日、「最大の課題は人材の確保」だと述べた。

（浅沼愛、下司佳代子）